



## 軽自動車・バイクの名義変更・廃車手続きはお早めに!



軽自動車やバイク、農耕用のコンバインやトラクターなどを売買や譲渡、解体などで手放したあと、名義変更や廃車の手続きを行われましたか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月1日までに手続きをしないと引き続き使用中とみなされ、課税の対象となります。

車種によって、手続き先が異なりますのでご注意ください。

### <問い合わせ・手続き先>

#### ○原付・農耕用(多久市ナンバー)

市役所1階 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126

#### ○軽四輪・軽三輪

軽自動車検査協会 佐賀事務所 ☎050-3816-1754

#### ○軽二輪(125cc超~250cc)・自動二輪(250cc超~)

九州運輸局 佐賀運輸支局 ☎050-5540-2082

お知らせ

| 種 別  |    | 新規検査から13年経過した車両の税額 |         |
|------|----|--------------------|---------|
| 三輪   |    | 4,600円             |         |
| 四輪以上 | 貨物 | 営業用                | 4,500円  |
|      |    | 自家用                | 6,000円  |
|      | 乗用 | 営業用                | 8,200円  |
|      |    | 自家用                | 12,900円 |

※令和8年度は、新規検査が平成25年3月以前の車両が対象です

地球環境を保護することを目的に、新規検査から13年を経過した、環境負荷の大きい三輪以上の車両は、重課税額が適用されます。ただし、電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッドおよび被けん引車の各車両は対象外です。

軽自動車税の重課税額をご存じですか?

問 税務課 市民税係  
☎0952-75-2126

## 令和8・9年度 多久市小規模修繕契約希望者の登録を募集します

問 財政課 契約検査係 ☎0952-75-2132



多久市に入札参加資格審査を申請していない市内の事業者を対象とし、多久市が発注する小規模な修繕の受注を希望する事業者を登録し、請負業者選定の対象とします。

※令和6・7年度の名簿は令和8年3月31日をもって失効するため、現在登録している事業者も再度申請が必要となります

### ■登録申請の受付期間

3月2日(月)~随時(閉庁日を除く)8時30分から17時まで

■申請方法 郵送または財政課契約検査係へご持参ください

■登録の有効期間 令和8年4月1日~令和10年3月31日(ただし、令和8年4月1日以降に申請した場合は、登録日から令和10年3月31日まで)

### ■申請に必要な書類

- ①多久市小規模修繕契約希望者登録申請書
  - ②税務課が発行する市税に未納がない証明(有料)
  - ③希望業種に必要な資格・許可などの写し
- ※くわしくは多久市ホームページをご覧ください

## 「多久市いきいき大学」の学生を募集します

問 教育振興課 社会教育係(中央公民館) ☎0952-74-3241



市民の生きがいと健康づくり、社会参加を目的として開催している「多久市いきいき大学」の学生を募集します。

### ■開催日時

年間12回(基本…毎月第2木曜日、10時~11時30分)

■場 所 中央公民館など

■対 象 者 多久市に住民登録のある人

■定 員 60人

■講座内容 教養講座、市外研修、軽スポーツなど

■申し込み 申し込み用紙は中央公民館と各町公民館にあります。必要事項を記入のうえ、中央公民館または各町公民館へ提出してください。

■申込期限 3月27日(金)